

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十一条第二項の規定によりその例によることとされる同法第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定により、平成二十八年三月二十五日に農業委員会ネットワーク機構として次の者を指定しました。

平成二十八年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称

奈良県農業会議

二 住所及び事務所の所在地

奈良市登大路町三〇番地